

平成 17 年 8 月 24 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代表者名 執行役社長 船 井 哲 良
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 経営企画・IR部長 林 宏 之
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する 異議申立てについて

船井電機株式会社は、本年 6 月 28 日、大阪国税局より、タックスヘイブン対策税制に基づく更正通知を受領いたしました。この更正処分について、これまでさまざまな観点から検討してまいりましたが、本日、当局に対して異議申立てを行いましたので、お知らせいたします。

なお、当該更正処分の対象期間は平成 14 年 3 月期から平成 16 年 3 月期の 3 年間であり、更正を受けた所得金額は 393 億円、追徴税額は法人税及び地方税等を含め合計 165 億円（附帯税を含め 190 億円）と試算されます。

以 上